

消防の動き



2015
9
No.533

● 消防本部における女性職員の更なる活躍
に向けた検討会報告書の概要



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



消防本部における女性職員の…… 4 更なる活躍に向けた検討会 報告書の概要

平成 27 年 9 月号 No.533

巻頭言 就任にあたって（消防庁次長 西藤 公司）

Report

平成26年（1月～12月）における火災の状況（確定値）	9
平成27年度消防防災科学技術研究推進制度採択課題の公表	11
首都直下地震を想定した消防庁図上訓練の実施概要	12

Topics

御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会の開催	14
平成27年度救急業務のあり方に関する検討会の開催	15
人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会の開催	16
消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会の開催	17
平成27年度少年消防クラブ交流会（全国大会）の開催	19
平成27年度子ども霞が関見学デーの開催	20

先進事例紹介

機能別団員の導入 そして愛される消防団へ（茨城県 龍ヶ崎市消防団）	21
外国人観光客対策 ～避難誘導にフリップボード（4か国語表示版）を活用～ （北海道 小樽市消防本部）	23

消防通信～望楼

静岡市消防局（静岡県）／瀬戸市消防本部（愛知県）／	25
福岡市消防局（福岡県）／弘前地区消防事務組合消防本部（青森県）	

消防大学校だより

火災調査科（第29期）	26
危険物科（第10期）	27

報道発表

最近の報道発表（平成27年7月27日～平成27年8月25日）	28
--------------------------------	----

通知等

最近の通知（平成27年7月27日～平成27年8月25日）	29
広報テーマ（9月・10月分）	29

お知らせ

9月9日は救急の日	30
敬老の日に「火の用心」の贈り物「住宅防火・防災キャンペーン」	31
事業所の消防団活動への理解・協力について	32
第19回 消防防災研究講演会「木造密集地域での火災と安全への備え」	33



■ 表紙
本号掲載記事より

就任にあたって



消防庁次長 にしとう 西藤 公司

7月1日付けで消防庁次長に就任しました西藤です。よろしくお願いいたします。

私はこれまで山梨県、新潟県、岡山県、岐阜県、広島市で勤務させていただきましたが、決して忘れることのない2つの大きな災害、事故があります。改めましてその災害等で亡くなられた方々の御霊に謹んで哀悼の誠を捧げます。

一つは岐阜県副知事時代の平成21年9月11日、北アルプス奥穂高付近で救助活動中の県の防災ヘリコプターが墜落し、機長、整備士及び副隊長の3名が殉職された事故です。ヘリコプターによる山岳高地での救助活動には多くの困難が伴い、二次災害を防止し安全を確保するためには、運行や救難救助に関する高度な技術はもとより、出動判断を迅速かつ的確に行うことができる安全管理体制が求められます。岐阜県では何故当該事故が起こったのか検証し、そして再発防止のために安全管理者の新設、操縦士2名体制の確保等を内容とする運行管理要綱の改正を行い、新たに防災航空隊安全管理要領なども定めました。平成22年に埼玉県でも同様の墜落事故があり、消防庁においては「消防防災ヘリコプターによる山岳救助のあり方に関する検討会」を設置し、再発防止策や安全管理徹底のための取組をとりまとめています。

もう一つは広島市副市長時代の昨年の土砂災害です。8月20日未明、極めて短時間に200mmを超える集中豪雨により安佐北区及び安佐南区の各所で土石流や急傾斜地崩壊が発生し、救助活動中の消防職員の殉職を含む死者75名、負傷者68名、住家被害4,749棟等の甚大な被害が出ました。広島市では、この災害において市が行った情報収集、住民への情報提供、避難勧告や避難所の開設等の初動対応について検証を行い、それぞれの改善点について地域防災計画を修正しました。また、消防庁においては土砂災害時における防災情報伝達や救助活動のあり方に関して検討会を設置し、報告をまとめています。中央防災会議においてもワーキンググループでの検討を踏まえ、エリアを限定した避難勧告等の発令、避難準備情報による自主的な避難の促進等について、この7月に防災基本計画の修正を行っています。

これは私が経験した災害、事故であります。我が国では毎年のように何処かで被害程度の大小はありますが地震、風水害、噴火等の自然災害や火災、爆発等の事故が起きています。そうした災害等の経験とその検証の成果は全国の自治体の共有の糧として活かされなければなりません。全国の各自治体が他の自治体での災害等における課題やその対応を学習し、自らの問題として地域防災計画やマニュアルを点検するという姿勢が肝要です。各自治体が危機管理能力を高め、災害対応能力を向上させるための努力を常に続けることにより我が国全体として災害等に対する体制がより強靱なものに変わっていくと思います。

国民の生命、財産を守るため日々緊張感を持って職務に精励されておられる全国の消防防災に携わる皆様のお力をいただきながら、我が国の消防防災行政の一層の向上に向け全力を尽くして参る所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会報告書の概要

消防・救急課

1 はじめに

消防本部においては、昭和44年に川崎市が12人の女性消防吏員を採用したことに始まり、平成27年4月現在（速報値）、全国の消防本部に3,875人の女性消防吏員が所属しています。

平成6年には「女子労働基準規則」の一部が改正され、消防分野の深夜業の規制が解除されたことにより、女性消防吏員も24時間体制で消防業務に従事することができるようになり、現在は救急隊員のほか消防隊員などの警防業務を含む交替制勤務を行う女性消防吏員が全女性消防吏員の約5割となっています。

このように、少しずつ女性消防吏員の職域の拡大や、吏員数の増加が図られてきたところですが、消防本部に

おいては、全吏員に占める女性消防吏員の割合は未だ非常に少ない状況（2.4%）にあります。

一方で、近年は、国の成長戦略の重要な柱として女性の活躍推進が積極的に進められており、政府はもとより、民間企業においても意欲的な取組がなされています。

消防の分野においても、女性の力を最大限に活用して組織の活性化を推進するための環境整備が重要課題であり、消防庁としても女性の更なる活躍に向けた取組を強化していく必要があることから、「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」を開催し、各消防本部等の実態を調査するとともに、女性消防吏員がいきいきと職務に従事できる職場環境づくりを、ソフト、ハード両面から支援する方策等について検討を行いました。

以下、2～5において報告書の概要を紹介します。

消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会の概要

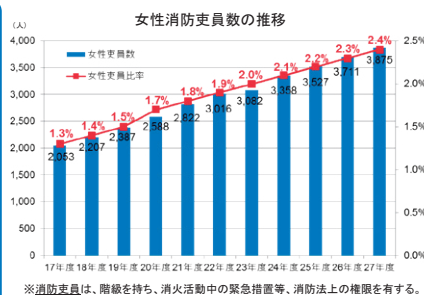
1 趣旨・目的

消防本部における女性職員は、昭和44年に初めて採用されて以降、年々少しずつ増加しているが、平成27年4月1日現在でも消防吏員全体に占める女性の割合は約2.4%にとどまっており、依然として低い水準

消防分野においても、女性の力を最大限に活用して組織の活性化を推進するための環境整備が重要課題であり、消防庁としても女性職員の更なる活躍に向けた取組を強化していく必要があることから、各消防本部等の実態を調査するとともに、女性職員が生き生きと職務に従事できる職場環境づくりを、ソフト・ハード両面から支援する方策を検討することを目的に検討会を開催

2 委員

座長 武石 恵美子	法政大学キャリアデザイン学部教授
委員 佐々木 常夫	株式会社佐々木常夫マネージメントリサーチ代表取締役
委員 岡田 真理子	和歌山大学経済学部准教授
委員 久保田 起美恵	東京消防庁矢口消防署長
委員 藤原 亜希子	横浜市消防局緑消防署予防課査察係長
委員 井上 元次	京都市消防局総務部人事課長（～平成27年3月）
委員 名畑 徹	京都市消防局総務部人事課長（平成27年4月～）
委員 伊佐地 剛	多治見市消防本部多治見南消防署長



3 検討経過等

- ▶第1回検討会 H27.3.23
 - ・消防本部向け調査 H27.4.17～5.12
 - ・女性吏員向けアンケート H27.4.24～5.15
- ▶第2回検討会 H27.5.27
- ▶第3回検討会 H27.6.22
- ▶第4回検討会 H27.7.13
- ▶報告書公表 H27.7.29
- ▶今後の取組について通知 H27.7.29

図1 消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会の概要



2 女性消防吏員を増加させることの意義

人口減少社会を迎え、防災力の低下が懸念される中、多様化・大規模化する災害に的確に対応するためには、これまで以上に自助・共助・公助が一体となって地域防災力を発揮していかなければならない。この地域防災力が発揮される場である地域社会では女性が半分を占めており、公助を担う消防においては、より多くの女性が参画、活躍することで、消防・防災体制の向上に寄与するものである。

○住民サービスの向上

女性を含めた多様な経験を有する職員が住民サービスを提供することによって、子どもや高齢者、災害時の要支援者など、様々な状況にある多様な住民への対応力が向上する。

○消防組織の強化

女性消防吏員を増加させ、女性の活躍を組織的に推進することによって、多様な視点でものごとを捉える組織風土が生まれる。更に、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成され、多様なニーズに対応できる柔軟性が消防組織に備わる。

3 女性活躍推進の考え方

○適材適所を原則とした職域の拡大

法令による制限（重量物、有毒ガス）を除き、従事できる職域に男女の差異はなく、消防組織においても意欲と能力に応じた採用や適正な昇任、人事配置がなされ、女性消防吏員の職域拡大が図られるべきである。

○女性消防吏員比率の増加

女性の活躍を進めるためにも、それぞれの消防本部が女性消防吏員の比率を計画的に増やしていくことが不可欠である。その際、女性の活躍を進めるという方向性を全国の消防全体で共有すべきである。

○消防本部トップの意識改革

女性活躍推進に向けては、各消防本部のトップである消防長及び幹部職員の意識改革が不可欠である。

○ライフステージに応じた様々な配慮の必要性

現状においては、女性消防吏員が極端に少ない状況であること、妊娠・出産といった母性保護にかかる配慮や、子育て期における配慮が必要であることから、女性についてライフステージに応じた人事上の様々な配慮が必要である。

4 現状と課題

女性消防吏員向けアンケート、消防本部向けアンケート等からわかった現状と課題の主なものは、以下のとおりである。

■アンケートについて

- I 女性吏員向け：全国の女性消防吏員3,875人から1割にあたる388人をランダムに抽出。無記名式で、女性消防吏員から直接消防庁へ回答。（回収率：86.6%）
- II 消防本部向け：全国の750本部を対象にアンケートを実施。（回収率：100%）

○ 女性消防吏員がいない本部が288本部と、全消防本部の約4割にのぼる。一度も女性を採用したことがない本部（269本部）では、小規模本部を中心に申込者がいない本部も約20%あることから、受験者の確保が大きな課題である。

○ 女性消防吏員の現在の担当業務については、予防と救急が非常に多い状況であり、女性消防吏員が多い職域は限定的であった（表1）。今後、いかに女性が活躍できる分野を増やしていくことができるかが課題である。

表1 女性消防吏員向けアンケート

設問：現在の担当業務 N=336人

	庶務	予防	警防 (毎日勤務)	消防隊	救急隊	救助隊	指揮隊
人数	28	96	20	38	84	0	8
割合	8.3%	28.6%	6.0%	11.3%	25.0%	0.0%	2.4%
	指令 (通信) 員	初任教 育学生	その他	未回答			
人数	21	14	26	1			
割合	6.3%	4.2%	7.7%	0.3%			

(備考) 割合については、小数第二位を四捨五入

○ 消防本部において、全吏員に占める女性消防吏員の割合等に関し、数値目標を設定している本部はほとんど無い状況である（表2）。今後、女性消防吏員を増加させ、活躍推進を進めていくためには、いかにして明確な目標を定め、取り組んでいく本部を増やしていくかが課題である。

表2 消防本部向けアンケート

設問：貴本部では、全職員に占める女性消防吏員の割合等について、「今後、〇〇年までに〇割にする」といった目標を設定していますか。N=462本部（女性消防吏員配置本部）

	設定している	設定していない
本部数	6	456
割合	1.3%	98.7%

(備考) 割合については、小数第二位を四捨五入

- 女性限定就職セミナーなど、女性採用を増加させる取組は、大規模・中規模本部を中心に、7.8%の本部で独自に実施しているが、未だ独自の取組を行っていない本部がほとんどである。

また、女性が増えないのは女性が働く職場であるというイメージがないからという回答が最も多く（表3）、女性の採用拡大に向けて、消防は女性採用に対して門戸を開いていることを全国の消防が積極的にアピールしていくことが課題である。

表3 女性消防吏員向けアンケート

設問：（消防分野に）女性が増えないのはなぜだと思いますか。N=336人

	体力が必要で女性が能力を發揮しにくい職場だから	女性が働く職場というイメージがない	一般に消防の業務内容がわかりにくい	消防機関による採用広報の不足	24時間交代勤務形態	その他
人数	161	207	82	38	67	61
割合	26.1%	33.6%	13.3%	6.2%	10.9%	9.9%

(備考) 1 複数回答可につき、割合は回答数の合計(616)に占める割合とする。
2 割合については、小数第二位を四捨五入

- 仕事と家庭の両立支援について、両立支援策の充実や、周囲の職員の理解を求める回答が多かった。また、大規模災害又は風水害等の非常時の参集に大きな困難を感じている人が多く、緊急に子どもを預けることができる場所の確保を望む人が多かった。

今後、中小規模の本部も含めた両立支援策の創設・拡充や、非常時の参集についての対応策をいかに講じていくかが課題である。

- 5年後の自分の立場や業務内容を具体的にイメージできるか、本部にモデルとなるような職員がいるか、職場内に悩みを相談できる女性がいるか、については、小規模本部になるほど「できない」「いない」が多い状況であった（表4）。

今後、女性消防吏員が少ない小規模本部等に対して、い

かにキャリアパスイメージをもってもらうかが課題である。

表4 女性消防吏員向けアンケート

設問：あなたは、5年後の自分の立場や業務内容（どのような階級で、どのような業務を担当しているか等）を具体的にイメージできますか。

N=335人（大規模：182、中規模：130、小規模：23）

※規模不明：1（本部名未記入）

		できる	できない	未回答
大規模 (N=182)	人数	94	85	3
	割合	51.6%	46.7%	1.6%
中規模 (N=130)	人数	48	81	1
	割合	36.9%	62.3%	0.8%
小規模 (N=23)	人数	7	16	0
	割合	30.4%	69.6%	0.0%

(備考) 1 割合については、それぞれの規模ごとの回答数の合計に占める割合
2 割合については、小数第二位を四捨五入

5 対応方針

このような現状と課題に対応するため、各消防本部及び消防庁は、女性活躍推進の考え方を踏まえつつ以下の取組を推進すべきである。

(1) 数値目標の設定

- 現状では男性が圧倒的多数を占める消防組織において、女性消防吏員の増加、活躍推進を強力に進めていくためには、まず、各消防本部が女性職員数についての数値目標を設定する必要がある。
- 数値目標の設定にあたって、全国には大小様々な規模の本部が存在すること、女性消防吏員数がゼロの本部も約4割存在することを勘案すると、全ての消防本部一律に同一比率を目標として設定することは現実的ではなく、消防庁が消防全体としての数値目標を掲げつつ、各消防本部に対しては、その規模等に応じた数値目標の設定を求めることが適当である。

【全国的な数値目標】

消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、平成38年度当初までに5%に引き上げることを共通目標とする。

※各消防本部の女性の活躍につながる取組を推進するためには、目標水準を具体的に設定することは不可欠であることから、当面の目標として10年後の女性比率を設定することとし、それに併せ、採用数の目標水準を示すこととした。

事管理を行えるような環境整備を図る必要がある。

(4) 職域拡大の推進

- 各消防本部においては、消防業務において、法令による制限を除き、性別を理由として従事できる業務を制限することはできないことを十分に理解し、女性消防吏員の意欲と適性に応じた人事配置を行うべきである。

(5) 仕事と家庭の両立支援策の検討

- 各消防本部においては、法令上規定された制度の活用を促進することはもちろんであるが、男性を含めて職場全体で超過勤務の縮減などを進め、男女の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組むべきである。
- また、女性消防吏員向けアンケート結果を踏まえ、各消防本部は、大規模災害時等に緊急に対応できる子どもの預け先の確保を促進するとともに、緊急参集要員の免除を含めた柔軟な対応を実施する必要がある。
- なお、緊急の対応時の子どもの預け先の確保などの子育て支援策の創設、拡充については、消防本部が市町村長部局と連携して実施することも必要である。

(6) キャリアパスイメージやロールモデルの提示

- 中小規模の消防本部を中心にロールモデル等がない現状に鑑み、消防庁において、比較的女性消防吏員が多い大規模本部等の事例を基に、女性消防吏員のキャリアパスイメージや、ロールモデルを紹介することにより、全国の女性消防吏員のキャリア形成、職域拡大を促進すべきである。

(7) 女性消防吏員が消防職務を継続していくための支援策の提示

- 女性消防吏員が圧倒的に少ないという現状に鑑みると、各消防本部において、仕事をしていく上で適切な援助や助言を得ることができるメンター制度の導入や相談窓口を設置することが効果的である。

(8) 「ポジティブ・アクション」としての研修機会の拡大

- 各消防本部や消防学校において、女性消防吏員が更にキャリアを拡大することができるようにするための研修を積極的に実施すべきである。
- また、消防職員の幹部教育を行う消防大学校においては、入校要件や研修期間の検討によって研修を受けやすくなる工夫を行い、女性消防吏員の研修機

会の拡大を図るべきである。

(9) 消防本部のトップや幹部の意識改革

- 女性消防吏員の活躍を推進するためには、まず、全国750消防本部の消防長が、その意義を十分に理解し、自らがその推進役を担う必要がある。
- また、消防長を支える幹部職員の理解を進めることも重要であることから、消防大学校が実施している幹部教育等においても女性の活躍推進を反映した教育内容の充実を図るべきである。

(10) 施設・装備の改善

- 女性消防吏員を増加させるためには、女性消防吏員を配置可能な施設の増加を強力に進めていかなければならない。そのため、消防本部・消防署・支所等において、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備が必須であり、消防庁においては、そのための財政措置を講じるべきである。

(11) 女性の活躍情報の「見える化」を推進等

- 各消防本部においては、女性割合、女性の採用者数等、女性活躍推進に向けた取組状況について、ホームページに掲載するなど「見える化」を推進すべきである。
- また、消防庁が先進的な取組を行っている消防本部の事例を全国に共有することで、取組の広がりを促進していくべきである。

6 おわりに

消防庁では、報告書を受けて各消防本部等における積極的な取組を要請する通知（平成27年7月29日消防消第149号消防庁次長通知）を各都道府県知事あてに発出しました。

安全・安心の確保に対するニーズが高まり、消防の任務の重要性が増している今日、女性の活躍を推進することによって消防・防災体制の更なる向上が図られることが強く期待されています。今後、全国の消防がこういった認識を共有しつつ、一丸となって全力で努力していくことが必要となります。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課 田中、大河内
TEL: 03-5253-7522

平成26年(1月～12月)における火災の状況(確定値)

防災情報室

1 総出火件数は、4万3,741件、前年より4,354件の減少

平成26年(1月～12月)における総出火件数は、4万3,741件で、前年より4,354件減少(-9.1%)しています。

これは、おおよそ1日あたり120件、12分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別でみますと、次表のとおりです。

平成26年(1月～12月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年比	増減率(%)
建物火災	23,641	54.0%	▲1,412	-5.6%
車両火災	4,467	10.2%	▲119	-2.6%
林野火災	1,494	3.4%	▲526	-26.0%
船舶火災	86	0.2%	▲5	-5.5%
航空機火災	1	0.0%	▲2	-66.7%
その他火災	14,052	32.1%	▲2,290	-14.0%
総火災件数	43,741	100%	▲4,354	-9.1%

2 総死者数は、1,678人、前年より53人の増加

火災による総死者数は、1,678人で、前年より53人増加(+3.3%)しています。

また、火災による負傷者は、6,560人で、前年より298人減少(-4.3%)しています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)数は、1,006人、前年より9人の増加

建物火災における死者1,269人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、1,122人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、1,006人で、前年より9人増加(+0.9%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、88.4%で、出火件数の割合54.7%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の約7割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)1,006人のうち、65歳以上の高齢者は699人(69.5%)で、前年より4人減少(-0.6%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年と比較しますと、逃げ遅れ544人(18人の減・-3.2%)、着衣着火72人(17人の増・+30.9%)、出火後再進入12人(7人の減・-36.8%)、その他378人(17人の増・+4.7%)となっています。

5 出火原因の第1位は、「放火」、続いて「たばこ」

総出火件数の4万3,741件を出火原因別にみると、「放火」4,884件(11.2%)、「たばこ」4,088件(9.3%)、「こんろ」3,484件(8.0%)、「放火の疑い」3,154件(7.2%)、「たき火」2,913件(6.7%)の順となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年6月の消防法改正により、全住宅の寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅についても市町村条例の規定により順次義務化され、平成23年6月1日に全ての市町村で義務化されました。

消防庁では、平成20年12月の住宅用火災警報器設置推進会議において決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、報道機関や広報誌等と連携した広報の実施や消防団、女性（婦人）防火クラブ、自主防災組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、平成23年6月にすべての住宅で義務化を迎えたことから、住宅用火災警報器設置推進会議を平成23年9月に「住宅用火災警報器設置対策会議」とし、未だに住宅用火災警報器を設置していない世帯への対策を打ち出すとともに、既に設置している世帯への維持管理を周知することで住宅用火災警報器の設置定着を図っています。

また、広報、普及・啓発活動として住宅防火防災推進シンポジウムを平成26年度には全国7ヵ所で開催したほか、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行い、住宅用火災警報器のほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

7 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は、8,038件、総火災件数の18.4%を占めています。

消防庁では、ソフト対策として、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに

基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組が進められています。

8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は、1,494件で、前年より526件減少（-26.0%）し、延べ焼損面積は約1,061.8haで、前年より約91.0ha増加（+9.4%）しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発しており、平成26年は特に乾燥気象が続き、1件あたりの焼損面積が拡大傾向となっていたため「林野火災に対する空中消火の積極的な活用について（平成26年5月16日消防特第90号、消防広第117号）」を各都道府県や消防機関へ発出し、ヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。具体的には、消防本部は、林野火災を覚知した場合、都道府県内の消防防災航空隊へ速やかに第一報を入れること、また、市町村長は、延焼拡大等の危険性を判断し、ヘリコプターによる空中消火活動が必要と判断した場合は、都道府県の知事等に対し、消防防災ヘリコプターの要請を速やかに行うこと等です。



問い合わせ先

消防庁国民保護防災部・防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526

平成27年度消防防災 科学技術研究推進制度 採択課題の公表

総務課

平成27年度の公募状況及び採択結果について

「消防防災科学技術研究推進制度」は、公募の形式により消防機関が直面する課題の解決に向けて、高い意義が認められる提案者に対して研究を委託し、国民が安心・安全に暮らせる社会を実現するものです（平成15年度に創設）。

平成27年度の新規研究課題については、22件の応募がありました。しかし、「科学技術イノベーション総合戦略」（平成26年6月24日閣議決定）等の政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえ、外部有識者による評価会の審議結果に基づき、6件を採択しました。

なお、平成25年度及び平成26年度からの継続課題については、6件の継続を承認しました。

平成27年度の新規採択課題

研究課題名	代表者所属機関名 代表者名	連携消防本部等	研究内容
航空消火に効果的かつ安全な再燃防止薬剤の高精度投下システムを実運用するための研究開発	鳥取大学 松原 雄平	鳥取県東部広域行政管理組合消防局 長野県消防防災航空隊	大規模な林野火災を確実に消火していくために、環境に害のない再燃防止剤の開発を行い、自治体や消防機関と連携して、投下管制システムとゲルバック消火剤の実運用に向けた投下消火試験を行う。平成28年度までに本航空消火システムを防災航空機に実装することを旨とする。
既存の屋外拡声システムを豪雨等の劣悪環境適応型に拡張する装置の研究開発	神戸大学 佐藤 逸人	伊丹市消防局、伊丹市	豪雨時などでも音声等による災害情報伝達を可能とする屋外拡声システムを開発する。具体的には、降雨量にあわせて、①音響出力特性をアクティブに変化させて受音点における音量を上昇させる装置、②受音点におけるノイズを低下させるノイズキャンセリング装置、を研究・開発する。
緊急度判定体系の市民への普及・利用促進ツールの開発	横浜市立大学 森村 尚登	横浜市消防局、横浜市 東京消防庁	近年増大する救急需要対策の一環として、市民に対し、年齢層、目的別に、緊急度とは何かといった緊急度判定体系そのものの情報や、救急受診ガイドと#7119に係る情報を効率よく発信する方法・ツールを開発する。併せて、検証や普及度のモニターのためのシステム開発を行う。
通信指令専科教育導入プロジェクト	帝京大学 坂本 哲也	藤沢市消防局、豊中市消防本部、岸和田市消防本部、泉州南広域消防本部、和歌山市消防局、出雲市消防本部、佐世保市消防局、那賀消防組合消防本部、柳川市消防本部、和歌山県消防学校	119番通報を受けた際、通信指令員が口頭指導等や緊急度判断などの対応を適切に行えるよう、国内・海外の先進事例を検討し、通信指令員の専科教育のモデルの開発、必要な機器の検討を行う。さらに、指導者養成のためのテキストを作成した上で消防学校、救急救命士養成校等で実地検証を行い、問題点や課題を検討した上で、専科教育のモデルを提言する。
クラウド型救急医療連携システムの研究	福井大学 木村 哲也	勝山市消防本部 嶺北消防組合嶺北消防本部	救急搬送における救命率の向上に資するため、救急車に搭載された既存の生体モニターの情報をクラウドで病院と共有するシステムを構築し双方向化する。加えてスマートフォンからの画像の共有やMCの自動記録等をクラウド上で実施できるシステムとする。これらにより、人口規模が3万人以下の消防本部でも運用可能なクラウド型救急医療連携システムの開発を行う。
大規模災害発生時における隊員の活動食と補給食の実用化に向けた検証	筑波大学 麻見 直美	東京消防庁消防技術安全所	大規模災害時における隊員のパフォーマンス低下を防ぐために必要な災害備蓄食の開発を目指し、アスリートのコンディション管理のための食事法等を応用した既存のメニュー案について、食品メーカーの協力を得て試作品を作成し、「食事パッケージ」の有効性検証を行う。最終的には、開発した「食事パッケージ」の市販化を目指す。

消防防災科学技術研究推進制度の代表的な研究成果

平成15年度から平成26年度までに終了した研究開発課題は112件あり、このうち3件が産学官連携功労者表彰（総務大臣賞）を受賞しています。

近年の研究成果の活用事例として、平成23年度から平成24年度にかけて行われた『地域力を引き出し持続性を高める「地域防災支援技術パッケージ」の構築』にて開発された、地域防災力の向上を支援する防災学習用アプリやワークショップ手法などのパッケージが、複数の自治体に導入されています。

また、平成24年度から平成25年度にかけて行われた『救急患者の緊急度評価基準の確立と救急活動の質の評価』で得られた成果は、消防庁が策定した「緊急度判定プロトコルVer. 1」に活用されています。



防災学習用アプリのイメージ



問い合わせ先

消防庁総務課（消防技術政策担当）中越、和田
TEL: 03-5253-7541

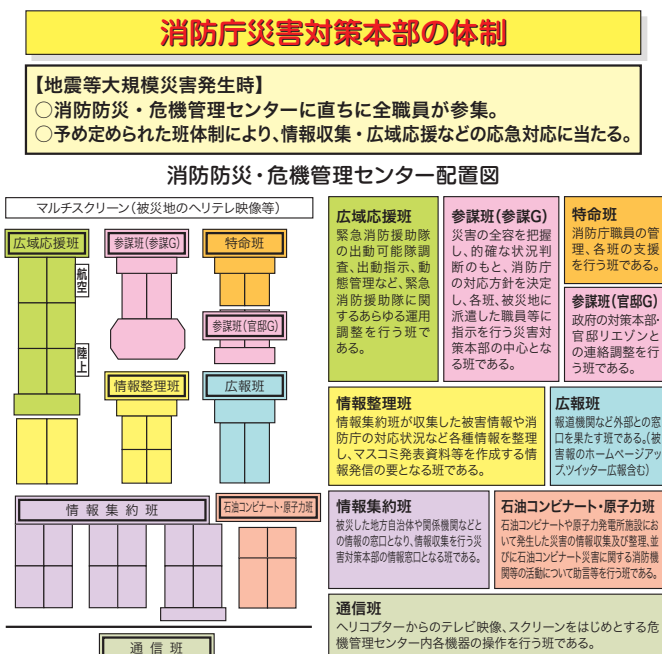
首都直下地震を想定した 消防庁図上訓練の実施 概要

応急対策室

去る8月10日、消防庁長官以下、本庁全職員を対象とした「消防庁図上訓練」を消防防災・危機管理センターにおいて実施しました。

消防庁では、大規模地震等発生時には、消防庁長官を本部長とする消防庁災害対策本部を設置し、消防庁全職員によるFシフト（Full Shift）体制（[図1]参照）により本部運営を行っています。

[図1]



Fシフト体制では、職員は原則として、あらかじめ決められた班で活動を行い、参謀班を中心として災害の全容を把握し、的確な状況判断のもと、消防庁の対応方針を決定していきます。そのため、NTT回線が途絶した場合でも、消防防災無線を含むあらゆる通信手段を用い

て被災都道府県・市町村や消防本部から情報を収集するとともに、直ちに官邸へ人員を派遣し他省庁とも連携しながら災害状況の把握に努めます。さらに、消防庁ヘリ等の映像情報のほか、被災地へ職員を派遣して直接被害状況等の実態把握を行います。こうして得た各種情報をもとに、緊急消防援助隊の出動要請・指示及びオペレーションをはじめとする、災害応急対策を進めています（[図2]参照）。

[図2]



1 訓練の目的

首都直下地震が発生した場合、最も懸念されるのは、交通機関の運行停止に伴い、消防庁に参集できる職員が圧倒的に不足することです。

本訓練では休日の夜間の発災を想定し、職員が参集に時間を要する状況を作りました。その状況下で、徐々に参集してくる職員に対し、参謀班が中心となって役割分担を決定し、迅速・的確な初動対応を進めていくことを大きな目的としました。

また、班長は、災害対応が長期に渡ることを見据えて、班内の業務量を判断し、職員を交代させながら適宜休憩をとらせることが必要です。そのため、業務の引き継ぎを確実にすることも目的の一つとしました。

以上の目的に加え、これまでの訓練で課題とされていた「参謀班を中心とした各班の連携強化」、「災害対策本部内の重要情報の共有」といった目的を併せて訓練を行い、実災害における消防庁災害対策本部機能のさらなる充実強化を図りました。

2 訓練想定等

震源/規模 東京都23区
マグニチュード7.3/最大震度7
発災時刻 8月10日 21時45分
訓練時間 10時00分～15時00分（5時間）

3 訓練内容

消防庁図上訓練は、プレイヤーとコントローラーに分かれて行い、コントローラー側が都道府県、消防本部、官邸、報道機関などの関係者役になってプレイヤーに状況付与し、プレイヤーは次々と発生・変化する事態に対応するロールプレイング方式で実施しています。

なお、実災害に近い訓練にするため、職員に事前に訓練シナリオを知らせていません。

前述したとおり、今回は休日の夜間に東京都23区を震源とする最大震度7の大規模な地震が発生したという想定で被害の状況（大規模住宅火災、建物倒壊による被害、電車の脱線、毒劇物漏洩等）や官邸からの要求、報道機関等からの問い合わせといった実災害に即した状況がプレイヤーに付与されました。プレイヤーは付与された情報をもとに活動し、状況に応じて以下の内容について対応を行いました。

- (1) N T T回線が途絶した場合を想定し、消防防災無線をはじめとする各種通信手段による都道府県、消防機関からの被害状況等の収集・把握
- (2) 限られた情報のもとでの緊急消防援助隊出動の判断、応援部隊及び派遣先の決定、応援側・受援側の都道府県、消防機関及び関係省庁との連絡調整
- (3) 被害状況や緊急消防援助隊の派遣状況について、官邸への迅速な情報提供、被害報の作成及び消防庁HPへの掲載等による被害状況の迅速な発表
- (4) 石油コンビナート被害等に係る都道府県、関係機関からの情報収集
- (5) 消防庁から被災地に派遣する職員の決定

4 実施結果

迅速・的確な初動対応については、参謀班の指示により、自らが所属する班以外で活動することになった職

員も的確に対応していました。

もう一つの目的である、災害対応の長期化を見据え、職員に適宜休憩をとらせることについては、多くの班では実施され、それに伴う引き継ぎも確実に行われました。しかし業務量が多い一部の班においては実施されず、課題を残す結果となりました。

また、これまでの訓練で課題とされてきた官邸への迅速な情報提供については、求められた時間内に情報提供できていたことは評価されますが、状況に応じてさらに細かな情報を官邸に提供する努力が求められます。

もう一つの課題とされてきた災害対策本部各班での情報共有については、各班間での情報共有が不十分であったために、被害状況等の把握や、緊急消防援助隊の活動状況の把握に効率性を欠く場面が見られ、課題を残す結果となりました。今後は、参謀班を中心に全班が一体となり、効率的に連動した活動が行えるよう、Fシフトの各班長を集めた班長会議を適宜に開催するなど、より積極的に情報共有を図ることが必要と考えます。

5 訓練を終えて

今後は、訓練での課題を整理し、各班に周知徹底した上で、課題解決に向けて次回以降の訓練でさらに検証していくこととなります。

応急対策室では、職員のさらなる災害対応能力向上と各班の業務の連携強化のために図上訓練を実施し、災害発生時の対応に万全を期することとします。



参謀班による被害状況の把握、方針の決定状況

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 応急対策室 小松
TEL: 03-5253-7527（直通）

御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等 検討会の開催

参事官

1 背景・目的

昨今の登山ブームに加え、平成28年8月11日から国民の祝日として「山の日」が制定されることから登山者が増え山岳遭難事故の増加が懸念されます。山岳救助活動は、特殊な環境下での活動となり、その困難性は大きなものとなります。

また、平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害では、標高3,000メートルという環境に加えて、噴火による二次災害の危険性も高い中で、救助活動を余儀なくされました。

山岳救助活動に関する技術は、現在のところ都市型救助に比べ標準化されておらず、関係機関との連携活動においても同様のことが言えます。

これらのことを踏まえ、安全・確実な山岳救助活動が実施できるように救助体制を確立するとともに、噴火といった特殊な状況において、救助部隊が安全・確実に活動できることを目的として「御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会」を発足し、7月28日に第1回検討会を開催しました。

2 検討項目

検討会では、主に次の項目について検討を行います。

- ・関係機関との連携活動要領
- ・捜索・救助要領、資機材の活用方法
- ・安全管理の視点と手法
- ・噴火災害の特殊事項への対処

3 第1回検討会の内容

第1回検討会では、検討会の趣旨やスケジュール等について事務局から説明が行われた後、消防本部からの事例報告と気象庁及び警察庁から御嶽山噴火災害の状況や山岳遭難の概要の説明が行われ、問題点を洗い出し、今後の検討方針等について審議が行われました。

4 検討会のスケジュール

- ・第1回 平成27年7月28日

- ・第2回 平成27年9月（予定）
- ・第3回 平成27年11月（予定）
- ・第4回 平成28年1月（予定）

本検討会の検討結果は、平成27年度中に「御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書」として取りまとめる予定です。

御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等に関する検討会構成員

（敬称略・五十音順）

【座長】

小林 恭一 東京理科大学総合研究院教授

【委員】

磯野 剛太 公益社団法人日本山岳ガイド協会代表理事理事長
大城 和恵 社会医療法人考仁会心臓血管センター
北海道大野病院 循環器内科医師
込山 忠憲 長野市消防局次長兼警防課長
鈴木 正志 置賜広域行政事務組合消防本部統括主管
立石 信行 全国消防長会事業部事業企画課長
長岡 健一 公益社団法人日本山岳ガイド協会国際ガイド（兼）
独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所
主任講師・専門調査委員（兼）

名取 和雄 ゼネラルマウンテンガイドアカデミー代表
萩森 義男 静岡県消防局参与兼警防課長
平本 隆司 東京消防庁警防部救助課長
星野 真則 東京消防庁警防部特殊災害課長
独立行政法人日本スポーツ振興センター
国立登山研修所 専門職

町田 幸男 公益社団法人日本山岳協会遭難対策委員会副委員長
松井 孝博 富山県防災航空センター副主幹
百瀬 涉 松本広域消防局警防課長



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付 新村、石川、若田部
TEL: 03-5253-7507

平成27年度救急業務のあり方に関する検討会の開催

救急企画室

1 はじめに

平成26年中の救急自動車による救急出動件数は約598万件（速報値）と過去最多となり、119番通報から病院収容までの搬送時間も39.3分と延伸（平成26年版「救急・救助の現況」）を続けています。今後も高齢化の進展等による救急需要の増大が予想される中で、救急業務を安定的かつ持続的に提供していくための方策を検討することを目的に、「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を発足しました。

今年度の検討会では、社会資源の有効活用の視点から、消防機関以外の資源の活用を推進するとともに関係機関との連携を強化するため、消防機関以外の救急救命士の活用、救急車の適正利用の推進及び緊急度判定体系の普及について検討します。また、消防機関内部で救急業務の質の向上に向けた取組を推進し、適切なサービスを提供するため、個別事案の分析による搬送時間延伸の要因解決、救急業務に携わる職員の教育、蘇生ガイドラインの改訂への対応及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応について検討する予定で、第1回目の検討会を平成27年7月17日（金）に開催しました。

2 検討事項

検討事項については次のとおりです。

- ① **社会資源の有効活用の視点から、消防機関以外の資源の活用を推進するとともに関係機関との連携を強化する。**
 - I. 消防機関以外の救急救命士の活用
 - II. 救急車の適正利用の推進
 - III. 緊急度判定体系の普及（WG設置）
- ② **消防機関内部で救急業務の質の向上に向けた取組を推進し、適切なサービスを提供する。**
 - IV. 個別事案の分析による搬送時間延伸の要因解決
 - V. 救急業務に携わる職員の教育（WG設置）
 - VI. 蘇生ガイドラインの改訂への対応（WG設置）
 - VII. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応

3 検討会（第1回）の内容

検討会（第1回）では、検討の趣旨、進め方及びスケジュール等について説明が行われた後、消防機関以外の救急救命士活用におけるメディカルコントロール体制や救急車適正利用における救急電話相談の役割など、各委員が積極的に意見を交わし検討が進められました。

4 今後のスケジュール

- ・第2回 平成27年11月下旬（予定）
- ・第3回 平成28年3月上旬（予定）

本検討会の検討結果は、平成27年度中に「救急業務のあり方に関する検討会報告書」として取りまとめる予定です。

平成27年度救急業務のあり方に関する検討会委員名簿 (五十音順)

浅利 靖	(北里大学医学部救命救急医学教授)
阿真 京子	(一般社団法人 知ろう小児医療守ろう子ども達の会代表)
有賀 徹	(昭和大学病院病院長)
石井 正三	(日本医師会常任理事)
城戸 秀行	(大阪市消防局救急部長)
坂本 哲也	(帝京大学医学部教授)
迫田 朋子	(NHK制作局第1制作センター文化福祉番組部エグゼクティブディレクター)
佐藤 雄一郎	(東京学芸大学社会科学講座准教授)
島崎 修次	(国土舘大学大学院救急システム研究科長)
鈴川 正之	(自治医科大学救急医学講座教授)
田邊 晴山	(救急救命東京研修所教授)
原田 潔	(神奈川県安全防災局安全防災部消防課長)
萬年 清隆	(札幌市消防局警防部長)
安田 正信	(東京消防庁救急部長)
山口 芳裕	(杏林大学医学部救急医学教授)
山本 保博	(東和病院長)
横田 順一朗	(堺市立総合医療センター副院長)
横田 裕行	(日本医科大学大学院医学研究科外科系救急医学分野教授)
渡辺 顕一郎	(奈良県医療政策部長)
(オブザーバー)	
北波 孝	(厚生労働省医政局地域医療計画課長)

問い合わせ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529

人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会の開催

消防・救急課

1 趣旨・目的

我が国は、平成20年をピークとして人口減少局面に入っており、人口減少は、地域によっては、地域社会の様々な基盤の維持を困難としつつあります。

しかし、人口減少社会においても、多様化・大規模化する災害、事故に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務を十分に果たすためには、今後も消防力の維持、確保が不可欠です。

これらを踏まえ、消防の現状と今後の見通し、問題点を整理し、人口減少社会において持続可能な消防体制を確保するための方策の検討を行うため、検討会を発足し、8月3日に第1回検討会を開催しました。

2 検討内容

検討会では、主に次の内容について検討を行います。

- ① 人口減少社会が消防に与える影響
- ② 持続可能な消防体制を確保するために取り組むべき課題
- ③ 小規模な消防本部の抱える課題と今後の見通し
- ④ 持続可能な消防体制の確保の手段
- ⑤ 持続可能な消防体制を確保するための推進方策

3 第1回検討会の概要

第1回検討会では、検討会の趣旨・目的、スケジュール、消防体制の変遷と現況、平成6年以降の消防広域化、人口減少が消防に及ぼす影響、論点案について事務局から説明が行われた後、質疑応答及び議論が行われました。

4 スケジュール

- 第1回検討会 平成27年8月3日
- 第2回検討会 平成27年9月
- 第3回検討会 〃
- 第4回検討会 平成28年1月
- 第5回検討会 平成28年2月目途

5 委員

- 吉井 博明 東京経済大学名誉教授（座長）
- 板垣 淑子 NHK放送大型企画開発センターチーフプロデューサー
- 小西砂千夫 関西学院大学人間福祉学部・大学院経済学研究科教授
- 小林 恭一 東京理科大学総合研究院教授
- 坂本 哲也 帝京大学医学部教授
- 辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授
- 外岡 達朗 静岡県危機管理監
- 山口 伸樹 茨城県笠間市市長
- 寺本 光嘉 和歌山県紀美野町町長
- 杉本 栄一 京都府京都市消防局長
- 高島 真治 香川県高松市消防局長
- 小笠原克也 山梨県東山梨行政事務組合東山梨消防本部消防長
- 高橋 淳 全国消防長会会長
- 秋本 敏文 日本消防協会会長

問い合わせ先

消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

消防用設備等点検報告制度のあり方に関する 検討部会の開催

予防課

1 はじめに

消防用設備等点検報告制度は、消防法第17条の3の3において消防用設備等や特殊消防用設備等が火災時にその機能を発揮することすることができるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施とその結果を消防長又は消防署長へ報告することを義務付けているものです。当該制度は、昭和49年の消防法改正により創設され、制度創設後40年以上が経過しているものの全国の消防用設備等の点検報告率が低調となっていること等、各種課題を検討すべく予防行政のあり方に関する検討会の下に、消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会を発足し、平成27年7月に第1回の検討部会を開催したのでその内容について紹介します。

消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会 部会員名簿

(敬称略 五十音順)

秋田 文彦	春日井市消防本部予防課長
伊勢村 修隆	東京消防庁予防部査察課長
井上 和夫	粕屋北部消防本部予防課長
岡田 昇	一般社団法人全国消防機器販売業協会事務局長
木原 正則	一般財団法人日本消防設備安全センター専務理事
河野 守	東京理科大学工学部第二部建築学科教授
小林 恭一	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
小林 広樹	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
齊藤 健一郎	一般社団法人日本損害保険協会生活サービス部長
佐々木 正勝	一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会専務理事
鈴木 和男	一般社団法人全国消防機器協会常務理事兼事務局長
竹本 吉利	千葉市消防局予防部指導課長
田辺 恵子	主婦連合会環境部
中川 満	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 建築物安全管理委員会副委員長

2 現状

①全体の傾向

2014年に調査した特定防火対象物と非特定防火対

象物のそれぞれの点検報告率、更に規模による点検報告率を調査したところ、特定防火対象物より非特定防火対象物の点検報告率が低く、1,000㎡以上の防火対象物より1,000㎡未満の防火対象物の点検報告率が低いという実態でした。また、1,000㎡以上の特定防火対象物の点検報告率は74.73%ですが、1,000㎡未満の非特定防火対象物の点検報告率は38.45%という状況にあります(表1)。なお、全体の点検報告率は約47%です。

	1,000㎡未満の報告率	1,000㎡以上の報告率
特定防火対象物	43.80%	74.73%
非特定防火対象物	38.45%	67.17%

表1 特定・非特定防火対象物、規模別の報告率

②用途別

各用途に着目してそれぞれの点検報告率を調査したところ、点検報告率が70%以上と高い用途がある一方、40%に満たない用途も存在します。また、消防法施行令別表第1に掲げる(5)口に区分される共同住宅等においては、約120万の防火対象物があり、全体の30%以上を占めていることから、全体の点検報告率は、共同住宅等の用途の点検報告率が大きく影響していることが考えられます(表2、表3)。

令別区分	主な用途	特定防火対象物	報告数	報告率
1項イ	劇場・映画館	4,353	3,180	73.1%
1項ロ	公会堂・集会場	69,337	36,585	52.8%
2項イ	キャバレー	1,075	200	18.6%
2項ロ	遊技場	11,535	7,338	63.6%
2項ハ	風俗営業店	240	120	50.0%
2項ニ	カラオケボックス	2,886	1,684	58.4%
3項イ	待合・料理店	3,761	1,487	39.5%
3項ロ	飲食店	90,282	35,139	38.9%
4項	物販店	167,676	78,228	46.7%
5項イ	旅館・ホテル	60,881	34,358	56.4%
6項イ	病院・診療所	64,136	37,284	58.1%
6項ロ	老人ホーム	40,394	31,223	77.3%
6項ハ	老人デイサービス	69,848	49,195	70.4%
6項ニ	幼稚園	18,721	13,707	73.2%
9項イ	公衆浴場	1,619	910	56.2%
16項イ	特定の複合用途	342,285	147,946	43.2%
16の2項	地下街	67	50	74.6%
16の3項	準地下街	23	12	52.2%
合計		949,119	478,646	50.4%

表2 特定防火対象物の用途別の報告率

令別表区分	主な用途	非特定防火対象物	報告数	報告率
5項口	共同住宅	1,196,474	537,741	44.9%
7項	学校	124,640	91,288	73.2%
8項	図書館・博物館	7,258	5,237	72.2%
9項口	9項イ以外の公衆浴場	5,150	2,526	49.0%
10項	駅・空港	3,779	2,553	67.6%
11項	神社・寺院	50,928	20,104	39.5%
12項イ	工場	483,993	188,576	39.0%
12項口	テレビスタジオ	501	224	44.7%
13項イ	駐車場	53,231	26,217	49.3%
13項口	飛行機格納庫	911	366	40.2%
14項	倉庫	319,745	123,511	38.6%
15項	事務所	421,611	218,072	51.7%
16項口	非特定の複合用途	218,989	95,309	43.5%
17項	文化財	8,079	4,983	61.7%
18項	アーケード	1,051	262	24.9%
合計		2,896,340	1,316,969	45.5%

表3 非特定防火対象物の用途別の報告率

③ 消防本部分別

政令市及び中核市の中で点検報告率が最も高い本部と最も低い本部をそれぞれ比較し、点検報告率の差が大きな用途を抽出したところ図1のような結果になりました。

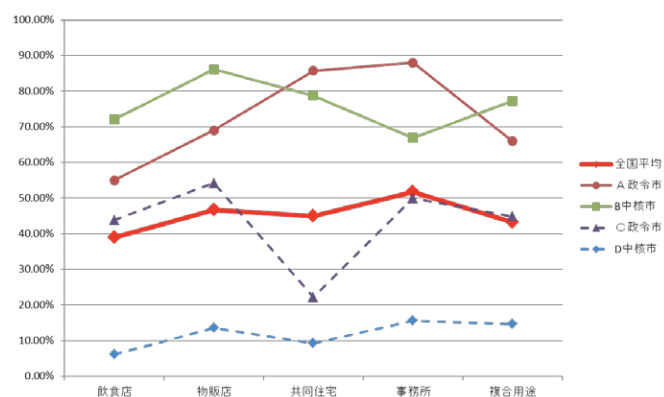


図1 消防本部分別・用途別の点検報告率

次に、消防本部の協力を得てサンプル調査を実施し、延べ面積から設置していると推定される消防用設備等の調査を行ったところ、消火器のみ設置されている防火対象物の点検報告率が約14%であったものに対し、消火器と自動火災報知設備が設置されている防火対象物の点検報告率は約63%であり、更には消火器と自動火災報知設備に加え、誘導灯とスプリンクラー設備が設置されている防火対象物の点検報告率を調査したところ約78%でした(図2)。

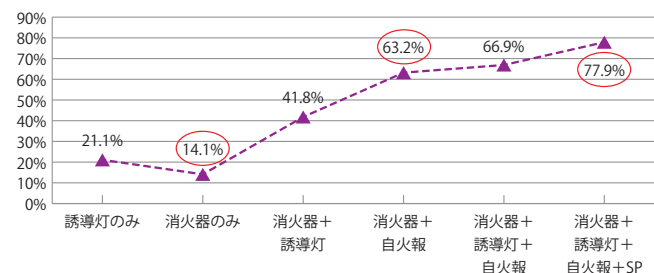


図2 消防用設備等の種類別の点検報告率の推定

3 今後の検討

検討部会での主な議論として次のようなものがありました。

- 点検報告率が低い用途又は全国の防火対象物の30%以上を占める共同住宅等について、関係する団体にヒアリングを実施するなど、点検報告率の低い要因を洗い出すことや、点検報告率向上のための有効な広報等について調査が必要である。
- 点検報告率は、地域によっては大きな差があることも判明していることから、点検報告率が高い消防本部に対し、点検報告率向上のための取組を確認することとし、有効な取組を全国の消防本部へ情報提供ができないか調査する必要がある。
- サンプル調査では、消火器のみ設置されている防火対象物より複数の消防用設備等が設置されている防火対象物の点検報告率が高い傾向が見られることから、今後、設置されている消防用設備等の数や種類と点検報告率の関係性を整理する必要がある。
- 点検していない防火対象物に対して公表することは点検報告を促進する一手段である。
- 立入検査について、点検報告違反がある防火対象物を重点的に実施することで、消防職員が法令違反のある防火対象物に対し直接指導していくことが点検報告率の向上に寄与するのではないかと。
- 消防職員が立入検査を行い点検の実施を指導するには限界もあるので、建物関係者等が自発的に点検を行うような取組を考える必要があり、消防用設備等を適正に維持管理していないことが、人命や経済的にどれだけ損害が出るか分かりやすく広報することが必要である。
- 今後の分析の中で防火管理者の有無と点検報告率においても関係があるか確認することが必要である。

4 おわりに

消防用設備等の適正な維持管理は、火災時に備え、建物利用者の安全確保のため非常に重要なものです。第1回の検討部会では、現状の分析を中心に議論されましたが、今後は分析したデータを中心に点検報告率向上のための対応策を検討していく必要があります。消防用設備等の点検報告制度の必要性を分かりやすく説明し、建物関係者等が自身の責務としてやるべきであると思うような広報も今後考えていく必要があります。

問い合わせ先

消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523

平成27年度少年消防クラブ交流会（全国大会）の開催

地域防災室

8月5日から7日に「平成27年度少年消防クラブ交流会（全国大会）」が徳島県で開催され、全国各地の少年消防クラブ45クラブ（クラブ員245名、指導者76名、合計321名）が参加しました。

少年消防クラブ交流会は、少年消防クラブ員が消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他の地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、地元消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶことにより、将来の地域防災の担い手育成に資することを目的として、消防庁が平成24年度から実施しているものです。

※少年消防クラブとは、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、青少年で結成されている組織で、平成26年5月1日現在、全国に約4,500の少年消防クラブがあり、約42万人のクラブ員が活動しています。

交流会の1日目は、クラブ紹介や地元芸能鑑賞を行いました。普段あまり知る機会がない他のクラブの活動について、参加者は真剣に耳を傾けていました。終盤では、地元徳島県の阿波踊り連「娯茶平」の方々に、阿波踊りの実演と踊り方についての御指導をいただき、参加者全員で阿波踊りを体験しました。

2日目は、徳島県消防学校において、ヨーロッパ青少年消防オリンピックの競技種目を参考に、ホースの搬送やロープの結索などを取り入れた競技式の訓練をクラブ対抗により行いました。参加クラブの中には、地元の消防署や消防団の方から指導を受けて練習に励んできたクラブもあり、これまでの練習の成果を発揮するよう一生懸命取り組んでいました。



合同訓練の様子

その後、美馬市にある体育館施設において、避難所体験として段ボールハウス作りを行いました。段ボールを使用してグループごとに区画を作り、床の上にマットを敷いた寝床で就寝をしました。



避難所体験の様子

夕食は、美馬市婦人防火クラブの方に御協力いただき、災害時を想定した炊飯によるカレーライスと豚汁を美味しくいただきました。

最終日の3日目には、徳島県美馬市消防団の方々から消防団に入った経緯や消防団の活動についての話をお聞きすることで、消防団について理解を深めていきました。また、先日行われましたヨーロッパ青少年消防オリンピックに出場した地元クラブのうずしお少年少女消防クラブのクラブ員も参加し、現地での活動報告をしていただきました。

今回、参加した少年消防クラブ員の皆さんには、この交流会3日間での体験を活かし、地元に戻ってから少年消防クラブ活動にさらに励んでいただき、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとして活躍されることを期待しています。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災室 山野、荒木
TEL：03-5253-7561

平成27年度子ども霞が関見学デーの開催

総務課

「子ども霞が関見学デー」は、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会を設け、各府省庁の施策に対する理解を深めてもらうことを目的として毎年実施されているもので、今年度は7月29日（水）、30日（木）の2日間にわたって開催されました。

消防庁では、中央合同庁舎第2号館地下2階ホワイエ及び第1会議室にブースを設け、子供たちに「消防の仕事」を楽しみながら学び、身近に感じてもらうため、『チャレンジ・ザ・ファイヤーファイター～君はどれだけ消防士に近づけるかな？～』と題し、3つの課題に挑戦してもらいました。

子供たちは、普段触れる機会がない資器材に目を輝かせながらも、それぞれの課題をクリアするために、どのコーナーでも係員の説明に熱心に耳を傾け、真剣なまなざしで取り組んでいました。

また、「消防写真館」のコーナーでは、ミニ消防服等を着て記念撮影を行う子供たちで賑わいました。

2日間で830人の子供たち（保護者を含めると1,433人）が消防庁及び総務省を訪れ、「子ども霞が関見学デー」は大盛況のうちに幕を閉じました。

★チャレンジ・ザ・ファイヤーファイター～君はどれだけ消防士に近づけるかな？～

☆チャレンジ①

火事だ！火を消せ！（消火器を使ってみよう）

模擬消火器を使用し、消火器の使用手順を学ぶとともに、ホースを火元に向けてきちんと放水できるか。

☆チャレンジ②

ケガした人を救え！（応急たんかを作ってみよう）

身近なもの（毛布と棒）を使って、応急担架を作成し、けが人を乗せて持ち上げることができるか。

☆チャレンジ③

命を救え！応急手当（AEDを使ってみよう）

AEDの使用手順を学ぶとともに、AEDを使用した心肺蘇生法の一連の動作を実施できるか。



チャレンジ①『火事だ！火を消せ！』



チャレンジ②『ケガした人を救え！』



チャレンジ③『命を救え！応急手当』

問い合わせ先

消防庁総務課 落合、中川
TEL: 03-5253-7521

先進事例 紹介

機能別団員の導入 そして愛される消防団へ

茨城県 龍ヶ崎市消防団

1 はじめに

龍ヶ崎市は茨城県の南部に位置し、首都圏から50km圏内という地理的条件から、近年は龍ヶ崎ニュータウンやつくばの里工業団地などの開発による都市化が進み、首都圏のベッドタウンとして大きな発展を遂げてきました。また南部は堆積平野に豊かな水田地帯が広がり、県南の穀倉地帯としての核を成しているほか、西部には白鳥が多く集う牛久沼があり、伝統的な投網漁や張網漁などが行われるなど、自然豊かな環境と都市化された環境が調和した素晴らしい町並みとなっています。

また、Yahoo!JAPAN主催の「第2回ご当地メシ決定戦2014」で人気投票日本一に輝いた「龍ヶ崎コロッケ」を始め、落花生や龍ヶ崎トマトなど数多くの名産品があり、そして数々の映画やドラマのロケ地としても利用されるなど、まちの魅力を全国へ発信し続けています。

管内図



2 龍ヶ崎市消防団の現状

本市消防団の歴史は古く、昭和29年3月に龍ヶ崎町他6ヶ村が合併し龍ヶ崎市が誕生したことに伴い消防団

も統合され、7支団51分団2,065名をもって組織されました。昭和32年に組織の合理化を目的として一部分団の統合を図り1,260名の組織となった後は、度重なる組織改革を行い、現在は条例定数550名の組織となっています。

当初は2,000名以上が在籍していた大規模な消防団でしたが、市外への通勤者や被雇用者が増加するといった就業形態の変化や、地域交流の希薄化が進み、平成26年4月1日現在には団員数が491名と過去最低になりました。加えて就業形態の変化に伴い日中の出勤人員の確保が難しくなってきたことから、「団員数の確保」と「日中の出勤人員の確保」の2つの問題を解決すべく、機能別団員の導入へと動き出すこととなりました。

3 「機能別団員」の導入

機能別団員制度の導入に当たっては、元団員や元消防職員が大規模災害時に活動することや、大学生で構成する隊、そして市内の事業所職員で構成する隊の3つの柱で導入し、団員の募集や機能別団員に係る条例の制定など、平成27年4月1日から運用を開始しました。

そして平成27年5月26日、いち早く機能別団員としての活動に名乗りを上げた「JA竜ヶ崎隊・市役所隊」の発足式が行われました。これらの隊は、通常の勤務時間内に発生した水火災等の災害防衛活動を基本として活動することとし、JA竜ヶ崎隊は12名、市役所隊は14名をもって発足しました。

JA竜ヶ崎隊の発足に当たっては、本市消防団 渡辺孝（わたなべ たかし）副団長がJA職員ということもあり、竜ヶ崎農業協同組合の皆様には機能別分団の趣旨を深くご理解頂き、機能別団員としての活動を快く引き受けていただくことができました。



機能別隊発足式

4 女性消防団の取り組み

本市の女性消防団は、本部付の第11分団として平成24年7月に発足し、平成27年8月1日現在17名の団員で活動しています。これまでは消防団行事の運営補助や、市内行事での防火啓発に関する広報などを主な活動としてきましたが、発足から約三年が経過し、組織としての団結力や向上心が一層強くなってきたことから、今年度は活動の幅を広げることを目的とし、全11分団員の応急手当普及員資格の取得を大きな目標として掲げました。昨年度までに資格を取得した7人に加え、今年度も多くの団員が資格の取得に向けて講習を受けています。

5 消防団員を確保する為に

団員の減少は全国共通の大きな課題となっていますが、本市消防団では以下のような取り組みを中心に団員確保を行っています。

- ・消防団・消防職経験者が居住地の分団へ入団できるよう制度を創設した
- ・市役所の新規採用職員に対し、研修の一環として消防団がどのような組織かを学ぶ機会を設けた
- ・市内各地のイベントでは女性分団を中心に広報活動を行い、消防団活動への理解の促進や勧誘を行った
こうした取り組みが功を奏し、平成26年度当初には過去最低となった団員数も、平成27年8月1日現在で

は30名以上の増となる527名まで増加し、この結果、団員の増加率が高かった消防団として、高市早苗総務大臣より感謝状を賜ることができました。

6 まとめ

本市消防団は、操法大会の実施や日常の器具点検等はもちろんのこと、市内各地区で行われる防災訓練に団員が出動し、消防ポンプ操法の展示を始め、水消火器やAEDの使用方法の指導なども行い、地域の方々に愛される消防団を目指して日々活動しています。



防災訓練での指導の様子

大災害が発生した際には、地域の方々との結びつきが何よりも強い力となって人々の支えとなることから、団員と地域住民がより一層近い存在となれるよう、また団員が地元を守る大きな力であるという誇りを持てるよう、今後も高い意識を持って消防団活動に取り組んでいきます。

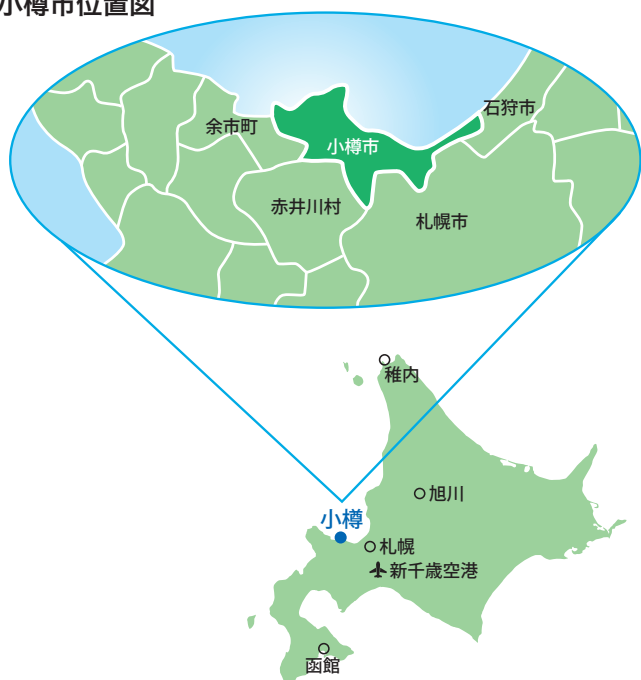
外国人観光客対策 ～避難誘導にフリップボード(4か国語表示版)を活用～

北海道 小樽市消防本部

1 はじめに

小樽市は北海道西海岸のほぼ中央に位置し、北海道開拓の拠点として、天然の良港とともに歴史と文化を形成してきた商業港湾都市です。また、海、山、坂などの美しい自然、古い街並み、新鮮な海の幸など豊かな観光資源に恵まれ、詩情豊かなロマンの街でもあり、運河に映し出されるガス灯や石造倉庫を活用したガラス工房など、明治以来の歴史的遺産を活かした街づくりを推進し、年間740万人を超える観光客が訪れる観光都市「みなとまち小樽」として知られております。当消防本部は、1本部1署1支署5出張所2支所から構成され、249名の職員で243.83km²の市域と市民約12万人の安全を守っております。

小樽市位置図



天狗山からの小樽市

2 外国人観光客の動向

平成26年度の小樽市観光客数は、小樽観光入込客調査結果において、744万7,800人で3年連続の増加となり、そのうち道外からの観光客数は、226万4,400人です。宿泊客数は、66万3,900人で、特に、外国人宿泊客数については、円安やビザ発給要件の緩和、消費税免税制度の拡充などにより、9万8,610人となり過去最高を記録しております。国別では、中国がトップとなり、次いで台湾、香港の順になっております。

3 考案された経緯

平成26年12月4日、本市の木造老舗温泉旅館において火災が発生しました。幸いにも死傷者はありませんでしたが、鎮火までに約11時間を要し、1棟延3,963m²のうち2,328m²を焼損しました。消防隊現場到着時、宿泊客49名(うち外国人36名)の避難誘導は従業員により

行われていましたが、数名の宿泊客の避難状況が未確認で、特に言語の異なる外国人宿泊客の避難を完了するまでに時間を要するものとなりました。後日行われた当本部の火災検討会において、このたびの外国人宿泊客に対する避難誘導に当っては、言語の違いから迅速かつ的確な避難誘導を実施することができなかったことを教訓に、災害発生時における外国人観光客及び宿泊客への有効な避難誘導の方法が検討課題となり、避難誘導時の有効な手法としてフリップボード（4か国語表示版）の考案に至りました。



火災により倒壊した建物（平成26年12月4日）

に反覆確認を実施しております。このフリップボードは、当消防本部ホームページにおいて簡単にダウンロードすることができ、宿泊施設をはじめとする各事業所の方々に対して、積極的な活用のPRを行っております。



フリップボード活用例



フリップボード（4か国語表示版）

4 実用化に向けて

フリップボードを実用化するに当たり、本市総務部国際交流担当者に適切な翻訳を依頼し、本市で開催されているイベントにおいて、実際に外国人に対して数回の検証を行ったところ、フリップボードの内容について十分な理解と有効性が確認され、さらにイラスト表示を併用することで、言語や防火意識の異なる外国人観光客にも容易に理解してもらうことが可能になりました。また、現場でフリップボードを活用する職員に対しては、インターネットを利用して外国語の発音練習を行い、継続的

5 終わりに

災害現場での避難誘導は、その後の消防活動を大きく左右することから、関係者はもとよりわれわれ消防機関による確実迅速な行動が要求されます。当消防本部では、一人の犠牲者も発生させないため、今後も多くの外国人観光客が訪れることを想定して、様々な安全対策に取り組んでまいります。

火災調査員資格制度 火災調査アドバイザー認定講習を開催

静岡市消防局

当局では、昨年度より火災調査スペシャリスト育成のため、火災調査員資格制度を設け「火災調査アドバイザー認定講習」を行っています。今年度は30名の職員が、模擬鑑識を始め、現場技術、書類作成要領、分析方法等の講習を5日間受講します。分析方法講習では総務省消防庁消防研究センター尾川義雄氏を特別講師として招き、職員の火災調査技術及び知識の向上を図りました。受講者には、修了試験合格後、静岡市消防局長より「火災調査アドバイザー認定証」が交付されます。



市公共施設のAEDを24時間使用可能な環境へ

瀬戸市消防本部

瀬戸市消防本部では、万一、心肺停止の傷病者が発生した場合、その場に居合わせた市民がAEDを効果的に活用するため、7月1日から順次、市の公共施設78施設全てのAED（自動体外式除細動器）を屋外に設置する愛知県内初の取り組みを行い、24時間いつでも使用可能になる環境を市民へ提供します。



消防通信

望

楼

ぼうろう

「福岡市消防救急基金」を創設

福岡市消防局

福岡市消防局では、安全で安心して暮らせるまちづくりに資するために消防救急体制の充実に取り組んでいるところでありますが、このたび、「福岡市消防救急基金」を創設し、皆様からの寄付金をお受けすることといたしました。いただいた寄附金は、本市の消防救急活動に活用させていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

なお、「福岡市消防救急基金」への寄付は、ふるさと納税の仕組みを利用しておりますので、寄付金は、所得税と個人住民税で控除を受けることができます。



福岡市消防救急基金

福岡市消防局
マスコット
キャラクター
ファイ太くん



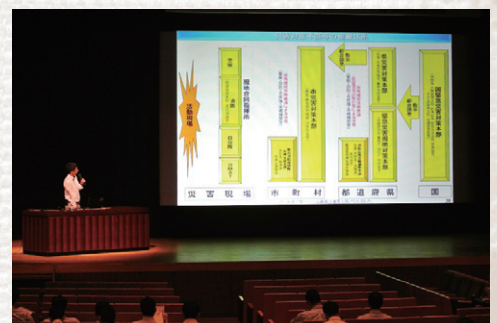
広域消防応援制度研修会を実施

弘前地区消防事務組合消防本部

平成27年7月30日（木）、31日（金）の2日間、消防庁広域応援室から職員を講師として迎え、緊急消防援助隊に関する研修会を実施しました。

緊急消防援助隊は、部隊新設、大幅増隊に加え、運用要綱等が改正されるなど、その環境は大きく変化しております。

そのような中、参加した県・県内消防本部・当本部等の職員約440名は、それぞれ課題等を持ちながら研修会に臨み、認識を共有するとともに本制度の理解を深めることができました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

火災調査科 (第29期)

消防大学校では、専科教育学科において、火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的に、「火災調査科」を設置しています。

本年度の火災調査科2期(第29期及び第30期)のうち、第29期では、全国より集まった48名が6月10日から7月29日までの50日間にわたる教育訓練を終えて、全員が無事卒業しました。

教室等での座学(講義)では、火災調査の進め方や現場の見方などの基本要領に始まり、火災調査を取り巻く法律関係や対人折衝能力、教育技法、実務上の課題への対応力の向上を図るほか、情報公開や、報道対応としての消防広報のやり方などの修得に努めました。

一方、実技を伴う実科では、模擬家屋火災、車両火災、電気火災、化学火災、微小火源火災及び燃焼機器火災の鑑識実習を実施しました。この鑑識実習のうち、模擬家屋火災では、約20㎡の建物を4棟仕立て、その内装や

家財を実際の家屋と同様に設定し、異なる出火原因で燃焼させた上で、現場と同じように火災調査を進めていくものです。各棟に配置された講師の指導の下、調査の基本から応用まで広範囲にわたる実習となりました。各棟とも、製造物から出火した可能性を見据え、後日、出火箇所付近にあった製造物の鑑識を実施したほか再現実験等を行うなど、科学的かつ客観的な火災調査の実践に努めました。

学生からは、入校当初の目標を達成することができ、大変有意義であったとの意見が多く寄せられたほか、同じ目標を持った仲間が全国から集い、入校期間中は様々な意見を交わすことができたことはたいへん貴重であったとの感想も多くみられました。

今後、消防大学校火災調査科の卒業生としての誇りと自信を持ち、科学的根拠に基づいた火災調査業務を遂行し、火災予防に寄与することが期待されます。



電気鑑識実習の様子



発掘実習の様子



微小火源鑑識実習の様子



模擬家屋調査実習の様子

危険物科 (第10期)

消防大学校では、専門教育学科において、消防に関する全般的な知識及び危険物の保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に習得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的に、「危険物科」を設置しています。

本年度の危険物科第10期では、全国より集まった42名が6月23日から7月23日までの31日間にわたる教育訓練を終えて、全員が無事卒業しました。

講義では、最新の危険物行政の動向や法制をはじめ、危険物施設での対策が急がれている腐食疲労等劣化の実験・対策、消防行政に係る裁判事例、各消防本部の違反処理事例の紹介・解説、違反処理演習、模擬立入検査、職場のメンタルヘルス等、危険物保安業務に関する指導者として必要不可欠となる知識の修得に努めました。

校外研修では、J X日鉱日石エネルギー株式会社根岸製油所、株式会社タツノ横浜工場及び東京消防庁消防技術安全所等において、大規模危険物施設、給油取扱所の設備、危険物判定等についての知識を深めることができ

ました。

また、課題研究では、学生が日頃、危険物施設関係者への指導などで抱えている疑問や問題を課題として、班ごとに討議を重ねた結果の発表を行い、活発な質疑や適切なアドバイスがなされ、今後の危険物施設関係者への指導や各所属での研修などに多いに活用できるものとなりました。

研修を終えた学生からは、「今までの検査で見落としていたことに気づき、今後の検査に有効に役立てたい」、「他の消防本部の危険物規制などについて多くの意見交換ができた」等、教育訓練全般及び学生相互の交流を含めて、総合的に有益であったと評価する意見が寄せられました。

今後は、消防大学校で修得した高度な知識と技術に加え、全国の仲間から得た情報を活かし、危険物保安業務における指導者として全国各地域で安心と安全の確保・維持のため活躍することが期待されます。



燃焼理論（燃焼と消火の原理）実験の様子



査察・違反処理（書類作成要領）講義の様子

問合わせ先

消防大学校教務部 久富
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (平成27年7月27日～平成27年8月25日)

<消防・救急課>

27.7.29	<u>「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会報告書」の公表</u>	「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」は、報告書をまとめたので公表します。
27.7.27	<u>「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会」の開催</u>	人口減少社会においても持続可能な消防体制を確保するための施策を検討するため、「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。

<救急企画室>

27.8.25	<u>平成27年度「救急の日」及び「救急医療週間」</u>	消防庁及び厚生労働省では、救急業務及び救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的として、9月9日を「救急の日」、この日を含む一週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」と位置付け、各種行事を毎年実施しています。また、全国の消防機関及び医療機関においても、その趣旨に合わせた行事が開催されます。
27.8.18	<u>平成27年7月の熱中症による救急搬送の状況</u>	平成27年7月の熱中症による全国の救急搬送の状況（確定値）を取りまとめたので、その概要を公表します。

<予防課>

27.8.21	<u>平成27年1月～3月の製品火災に関する調査結果</u>	消防庁では、消費者の安心・安全を確保するため、火災を起こす危険な製品の流通防止を目的として、平成27年1月～3月に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち、6月30日までに消防機関から調査結果の報告があったものについて、発生件数や「製品の不具合により発生したと判断された火災」の製品情報等を取りまとめました。
27.8.21	<u>「住宅防火・防災キャンペーン」の実施</u>	高齢化の進展とともに、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では、「敬老の日に「火の用心」の贈り物」をキャッチフレーズに、高齢者に住宅用防災機器等をプレゼントすること等呼びかける「住宅防火・防災キャンペーン」を実施します。
27.8.21	<u>住宅用火災警報器の設置率等の調査結果（平成27年6月1日時点）</u>	消防庁では、消防法により設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率等について、平成27年6月1日時点での調査結果をまとめました。

<地域防災室>

27.7.29	<u>少年消防クラブ交流会（全国大会）を初めて開催します</u>	消防庁では平成24年度から、将来の地域防災の担い手育成を図るため、少年消防クラブ員が消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶ「少年消防クラブ交流会」を開催しています。今年度は規模を拡大して、初めて全国大会を開催します。
---------	----------------------------------	---



最近の通知 (平成27年7月27日～平成27年8月25日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
<u>消防消第163号</u> <u>消防地第204号</u>	平成27年8月25日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長 消防庁地域防災室長	防災資機材の点検等について
<u>消防救第119号</u>	平成27年8月25日	各都道府県消防防災主管部 (局) 長	消防庁救急企画室長	自動体外式除細動器 (AED) 設置登録情報の有効活用等について
<u>消防危第178号</u>	平成27年7月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成26年中の都市ガス、液化石油ガス及び毒劇物等による事故状況について
<u>消防消第149号</u>	平成27年7月29日	各都道府県知事	消防庁次長	消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について
<u>消防予第290号</u>	平成27年7月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「住宅防火・防災キャンペーン」の実施について

広報テーマ

9 月		10 月	
① 9月9日は救急の日 ② 住宅防火防災キャンペーン ③ 事業所への消防団活動への理解と協力の呼びかけ	救急企画室 予防課 地域防災室	① ガス機器による火災及びガス事故の防止 ② 火山災害に対する備え ③ 消防の国際協力に対する理解の推進 ④ 外出先での地震の対処	予防課 防災課 参事官 防災課



9月9日は救急の日

救急企画室

1. はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年も、9月6日（日）から9月12日（土）までが「救急医療週間」です。この期間には、全国各地において消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種行事を開催しています。

2. 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係機関と協議のうえ定めることとしていますが、その実施にあたっては、次の事項に重点をおいています。

- (1) 救急法の普及啓発
- (2) 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と救急車の適正な利用方法の普及啓発
- (3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

3. 救急医療週間に行う主な行事

(1) 救急功労者表彰

毎年9月9日の「救急の日」にあわせて、救急業務の推進に貢献があった個人又は団体に対し総務大臣及び消防庁長官が表彰を行います。

(2) 「救急の日2015」

消防庁、厚生労働省、一般社団法人日本救急医学会及び一般財団法人日本救急医療財団の共催により、AEDの使用が市民に認められてから10年が経過し、次の新たな10年の更なる飛躍のきっかけともなるように、9月6日（日）アクアシティお台場3階「アクアアリーナ」において「救急の日2015」のイベントを開催します。今回も救急車の適正な利用方法について普及啓発活動を行うとともに、

東京消防庁の救急隊による救急救命処置の実演、AED（自動体外式除細動器）の使用を含む心肺蘇生法を中心とした応急手当の実演や実技指導、救急蘇生法点数システムを使用した心肺蘇生コンテストなどを行います。全国消防イメージキャラクターの「消太」に加え、日本赤十字社の公式マスコットキャラクター「ハートラちゃん」も登場し、東京消防庁の芝消防少年団も心肺蘇生体験に参加していただく予定です。さらに今年も、プロレスラー蝶野正洋さんにご参加いただき、蝶野さんが教官役となる応急手当講習や、元プロレスラーの小橋建太さんとのライブトークでイベントを盛り上げていただく予定です。



東京消防庁救急隊による緊迫感あふれる救急救命処置の実演（平成26年）



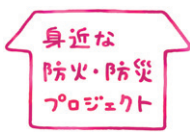
子どもたちによる心肺蘇生法講習の様子（平成26年）

4. おわりに

今年も全国各地で種々の行事が行われますが、これらの機会を通じて応急手当の重要性を多くの国民に認識していただき、救急業務に対する理解を深めていただくとともに、各種広報媒体を有効に活用し、救急車の利用状況をはじめ救急業務の実態を正確に情報提供することにより、「救急車の適正利用」にご協力が得られることを期待しています。

問合わせ先

消防庁救急企画室 寺谷、平井、足立
TEL: 03-5253-7529

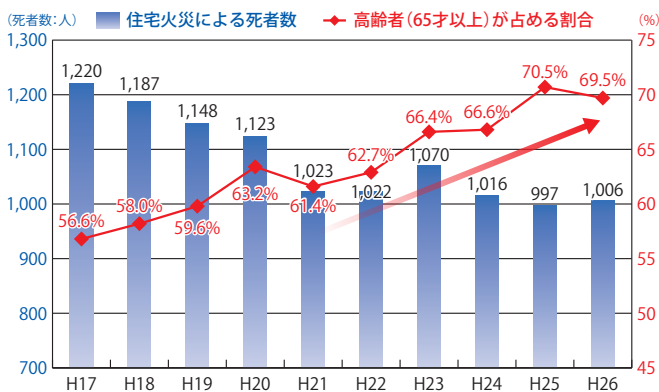


敬老の日に「火の用心」の贈り物 「住宅防火・防災キャンペーン」

予防課

日本における住宅火災による死者数は1,000人前後の高い水準で推移しており、このうち65歳以上の高齢者が7割を占めています（下図参照）。

住宅火災における死者数の推移（平成17年から平成26年の10年間）



高齢化の進展とともに、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では、「敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズに、高齢者に住宅用防災機器等をプレゼントすること等と呼びかける「住宅防火・防災キャンペーン」（キャンペーン期間：9月1日～21日）を実施します。

このキャンペーンは、火災の犠牲者の中でも、特に高齢者の方達の被害を減らすことを目的に、9月の「敬老の日」に、お子さんやお孫さんから高齢者に「住宅用火災警報器」や「住宅用消火器」または「防災品」等をプレゼントしたり、高齢者宅に設置してある住宅用火災警報器の作動確認や、寝たばこやストーブ・ガスこんろの使用法などへの注意喚起を呼びかけることを推進するものです。



○ 高齢者を住宅火災から守るためには

(1) 早く知る！

住宅火災で死者が発生する要因のうち多いのは、発見が遅れ、気づいた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われる事例です。

このようなことを防ぎ、火災の発生を早く知るために、現在、各自治体の火災予防条例で寝室や階段等に「住宅用火災警報器」を設置することが定められています。

この「住宅用火災警報器」は電池切れや故障の際には警報音が鳴りますが、長期間不在にした場合などは、電池切れや故障等の発生に気がつかないことも考えられますので、定期的な点検が必要です。

是非この機会に高齢者のお宅に設置されている「住宅用火災警報器」を、代わりに点検してあげましょう。

(2) 早く消す！

火災が発生したときに消火器で初期消火を行うことは、被害を最小限に食い止めるためにも非常に重要です。

ただ、「消火器」というと、「大きいから置く場所がない」とか、「重くて火事の時にうまく使えるか不安」と思われる方も多いのではないのでしょうか。

しかし、消火器には小さくて軽い「住宅用消火器」や、スプレー式で高齢者や女性でも扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。

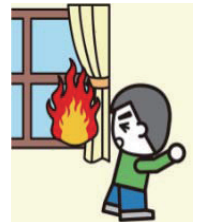
特に高齢者がおられるご家庭には、このような器具を備えておくことをお勧めします。



(3) 火を拡大させない！

死者が発生した住宅火災で、最も多い出火原因は、たばこによるものです。なかでも寝たばこにより発生した火災で多くの死者が発生しています。また、調理中の着衣着火により亡くなる高齢者もおられます。このような火災による死者を減らすため、パジャマやエプロンといった衣類や枕・布団などの寝具に燃えにくく作られた「防災品」を使用することをお勧めしています。

また、カーテンやじゅうたんなども「防災品」であれば、万が一火災が発生しても、急激に火災が拡大するのを防ぐことができます。車やバイクのボディカバーなども同様に「防災品」を使用することが、放火による火災の拡大防止に大変有効です。



消防庁では、これらに加え「火災を起こさない」3つの習慣などを含めた「住宅防火 いのちを守る7つのポイント」をお示ししています。

大好きな“おじいちゃん”や“おばあちゃん”が火災の被害に遭わないように、今年の「敬老の日」は、家の防火対策を考える「敬老の日」にしてみませんか？



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント
—3つの習慣・4つの対策—

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対に禁じます。
- ストローは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ガスこんろなどのそばを離れることは、必ず火を消しましょう。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器を設置しましょう。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、最近所の煙感知器をとりましょう。

消防庁

【キャンペーンポスター】【住宅防火 いのちを守る7つのポイント】

問い合わせ先

消防庁予防課予防係 小富士、齋藤、森野
TEL: 03-5253-7523



事業所の消防団活動への理解・協力について

地域防災室

○ 消防団について

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域で発生した火災に対応するだけでなく、東日本大震災をはじめ、大規模な自然災害でも、住民の避難誘導や救助活動などに献身的に従事し、その活動は高く評価され、地域の不可欠な存在であり、地域防災の中核を担っています。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は年々減少し続けており、平成27年4月1日現在（速報値）で、約85万9,900人となっており、10年前の平成17年4月1日の約90万8,000人に比べ、約4万8,000人減少し、地域における防災力の低下が懸念されています。

○ 消防団活動には事業所の協力が重要

消防団員に占める被雇用者団員の割合は、平成27年4月1日現在（速報値）で、10年前の平成17年4月1日現在の69.8%に比べ2.7ポイント増加し、72.5%となっており、消防団員の被雇用者の割合が高い水準で推移しています。

このため、消防団活動を維持していくためには、事業所の消防団への理解や協力が非常に重要となっております。

○ 消防団協力事業所制度について

消防庁では、平成18年度から消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を設け、市町村等における導入の促進を図っています。特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動に便宜を図ったり、従業員の入団を積極的に推進する等の協力は、地域の防災体制の充実に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献する取組であり、当該事業所の信頼の向上につながるものです。

平成27年4月1日現在、47都道府県の1,156市町村で本制度を導入済みであり、消防団協力事業所数は1万1,446事業所となっています。

本制度を未導入の市町村におかれましては、本制度の趣旨を御理解いただき早急に導入していただきますようお願いいたします。

○ 消防庁の取組

消防庁では、

- ・消防団協力事業所制度未導入市町村への制度導入の働きかけ

- ・消防団協力事業所に対する入札における優遇や税制優遇の全国への普及推進の働きかけ
- ・従業員の入団を積極的に推進するなど、消防団活動に特に深い理解があり、協力度の高い事業所に対する表彰
- ・消防団と事業所の連携・協力の優良事例の紹介
- ・経済団体等への働きかけ（従業員の入団促進や、勤務時間中の消防団活動への便宜・配慮などについて依頼）

などを実施し、事業所の消防団活動に対する理解・協力を求めています。

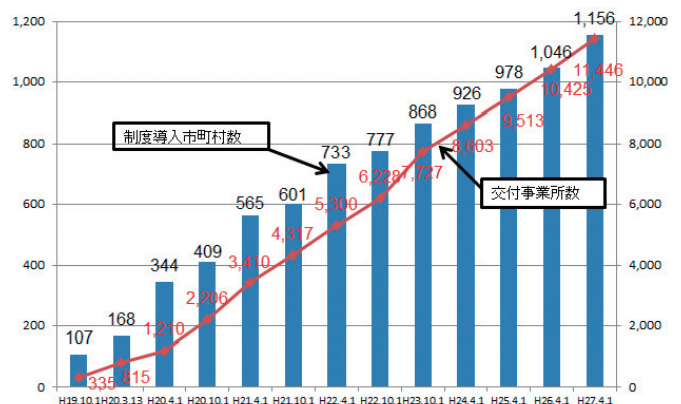
○ 地域で消防団を応援する事例

全国では、地域で消防団を応援する取組が行われているところがあります。

松山市では、地域のために活動する消防団員を社会全体で応援しようということで、IC機能付きの消防団員証を市内の応援事業所で呈示すると、割引等の優遇措置を受けることができるシステムを平成24年4月に導入しました。また、消防団員はもとより、日頃から消防団活動に対して理解いただいているご家族などの同伴者についても割引を受けられます。現在の応援事業所数は、飲食店を中心に244店舗と増加しています。消防団員からは、士気が高まった、との声が聴かれるとのことです。

今後も、消防団活動について一層の御理解・御協力をお願いいたします。

制度導入市町村・交付事業所数推移



問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室 消防団係
山下、橋本
TEL: 03-5253-7561



第19回 消防防災研究講演会 「木造密集地域での火災と安全への備え」

消防研究センター

木造密集地域では、もともと避難や消火活動の支障要因が多いに加え、火災発生時には建物間の延焼拡大も速く広域の市街地火災になり人的・物的被害が大きくなる可能性が高くなります。また、震災後には建物倒壊等による出火のリスクも高まります。阪神淡路大震災(1995年)での神戸市内の旧市街地での火災を始め、最近においても、城崎温泉街(2015年)、北九州市の商店街、市場(魚町銀天街2014年、あやどり市場2012年、富野市場2011年)、尼崎市塚口中央市場(2011年)などで延焼火災が発生しています。

木造密集地域の火災安全対策を考える上では、木造建物火災の出火・拡大機構の解明、建物間の延焼から市街地火災に至る延焼拡大予測、広域市街地火災で発生が懸念される火災旋風等、特殊な事象の理解が必要です。また、実際に起きた市街地火災時の消防活動やその後の対策事例について情報を共有することは、消防機関が木造密集地域での火災の予防、警防等の備えを検討する上で非常に有意義です。

本講演会では、平時と震災時での出火原因等の特徴、出火したときの木造建物の火災性状、実際に延焼拡大した火災の事例と消防本部のその火災への対応、市街地火災の延焼シミュレーションによる被害予測、火災が拡大し被害を増大させる火災現象としての火災旋風等に関する

情報を提供し討論を行います。

[主催] 消防庁 消防研究センター

[日時] 平成27年11月25日(水) 13:20～17:00(第63回全国消防技術者会議の第1日目に開催いたします。)

[会場] ニッショーホール(日本消防会館)

[定員] 600名

[参加費] 無料

[参加申込み期間] 8月17日(月)～11月16日(月)
(但し、定員になり次第締め切ります。)

[参加申込み方法] 消防研究センターのホームページから、申込専用サイトにアクセスし、必要事項を入力してください。

なお、この方法により申し込むことが難しい場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

※詳しい情報については消防研究センターホームページにてご確認ください。URL: <http://nrifd.fdma.go.jp/>

問い合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室
〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4-35-3
TEL: 0422-44-8331 FAX: 0422-44-8440
E-mail: 63_gijutsusha@fri.go.jp

【プログラム】(予定)

【開会の辞・趣旨説明】 13:20～13:35		田村 裕之(消防研究センター)
【研究発表1】		
13:35～14:05	木造建物火災の現況	鈴木 恵子(消防研究センター)
14:05～14:35	木造建物火災事例と危険性	山田 常圭(消防研究センター)
14:35～15:05	北九州市の市場・商店街火災から見える教訓と問題点	尾花 博幸(北九州市消防局)
【休憩】 15:05～15:20		
【研究発表2】		
15:20～15:50	消防研究センターにおける市街地火災延焼シミュレーションの開発	高梨 健一(消防研究センター)
15:50～16:20	市街地火災での被害拡大要因 - 火災旋風 -	篠原 雅彦(消防研究センター)
【総合討論(質疑応答)】 16:20～17:00		
【閉会】 17:00		

防災品



住宅用消火器

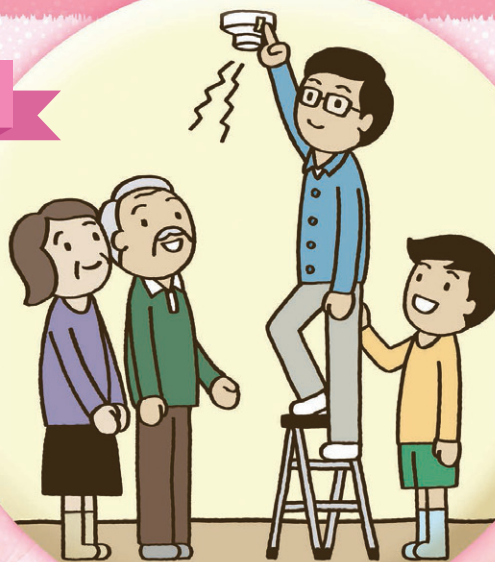


いざという時に備えて住宅用防災機器等(住宅用火災警報器・住宅用消火器・エアゾール式簡易消火具・防災品など)を身近に備えましょう。

敬老の日に「火の用心」の贈り物

住宅用火災警報器

すべての住宅に設置が必要な住宅用火災警報器。電池切れで万が一の時に作動しなかったということがないように、定期的に作動確認することが大切です。



身近な
防火・防災
プロジェクト

消防庁